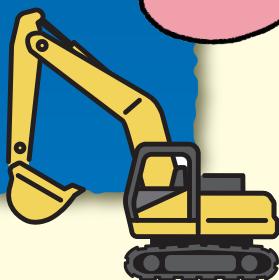


# 土地造成を担う事業者の方への大切なお知らせ

ご存じですか？

危険な盛土等を  
規制する取り組みが  
始まります



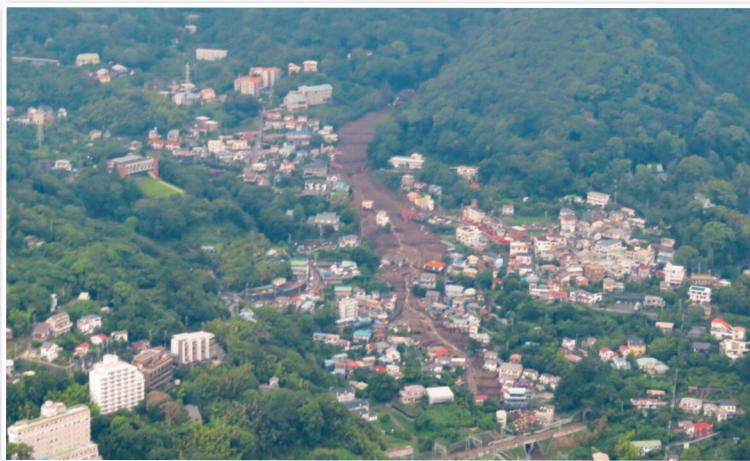
盛土規制法が 令和5年 5月26日に施行され、  
(宅地造成及び特定盛土等規制法)

今後、地方公共団体で規制区域の指定が進められます。

# 危険な盛土等<sup>\*</sup>による被害が各地で発生しています!

※「盛土等」とは、一定規模以上の盛土や切土、一時的な土石の堆積をいいます。(詳しくは3ページをご確認ください。)

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、  
大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。



R3.7 静岡県熱海市 死者28名、住宅被害98棟



▶この他にも、盛土等の崩落による被害が各地で発生しています!



廃棄された土石の崩落により  
死者1名、重傷者1名  
住宅被害1棟



廃棄された土石の崩落により  
軽傷者1名、県道通行止め



危険な盛土等を規制する新たな法律が定められ、  
令和5年5月から盛土等に伴う災害から人命を守るための  
取り組みが始まります。

## 新たな法律の概要



### 規制区域の指定

盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる  
エリアは、規制区域として指定されます。

- 宅地造成を規制する「宅地造成等規制法」を改正し、  
土地の用途(宅地、農地、森林)にかかわらず、危険な盛土等を  
全国一律の基準で包括的に規制します。
- 規制区域内では、宅地造成等の際に行われる盛土、  
切土だけでなく、単なる土捨て行為や土石の一時的な堆積に  
ついても規制の対象となります。

### 安全な盛土等の造成

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ  
都道府県知事等<sup>\*</sup>の許可が必要になります。

- 安全対策に関する技術的基準に適合する必要があります。
- 工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても問われます。
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意や周辺住民への  
事前周知(説明会の開催等)が必要です。

\*「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市、中核市の長

### 盛土等を安全に保つ責務

規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、  
土地所有者等<sup>\*</sup>が常に安全な状態に維持する必要があります。  
原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。  
※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。  
土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

### 実効性のある罰則

罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反時に  
に対する懲役刑や罰金刑の水準を強化しています。

## 規制区域について

### 規制区域のイメージ

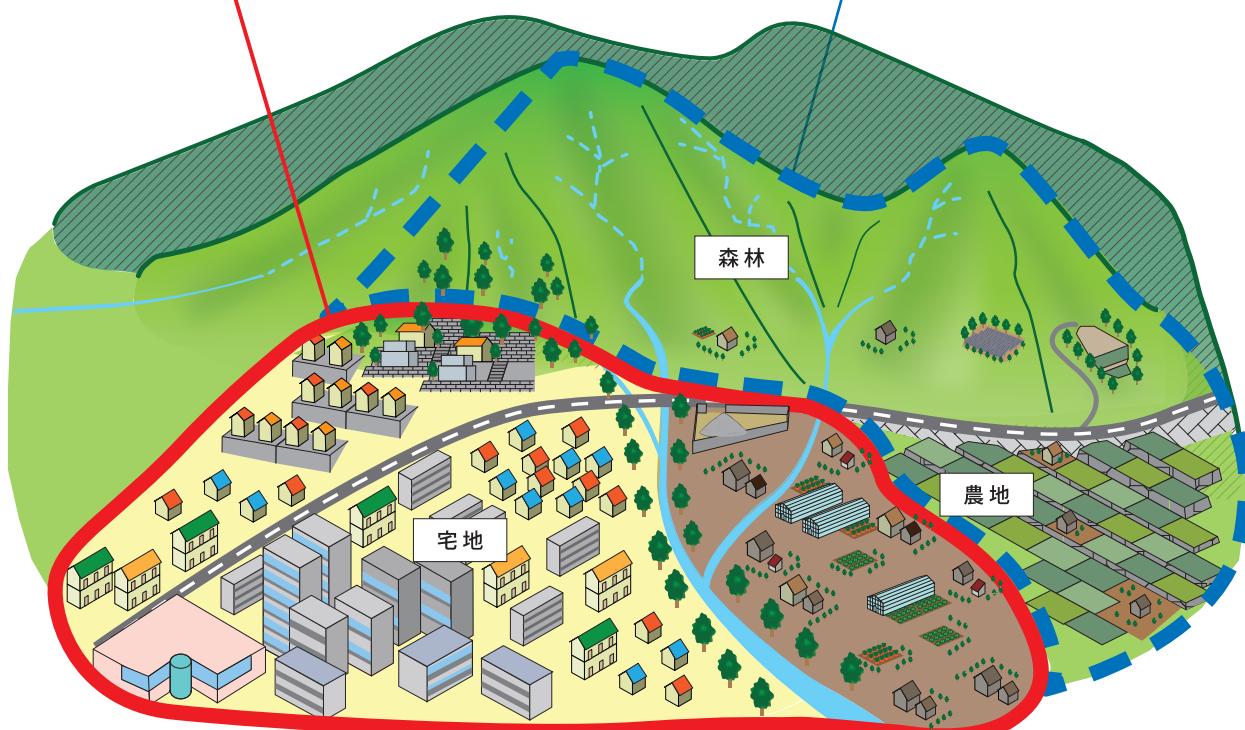
盛土等に伴う災害から人命を守るため、都道府県知事等は、危険な盛土等を規制する区域を指定できるようになりました。

#### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

#### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

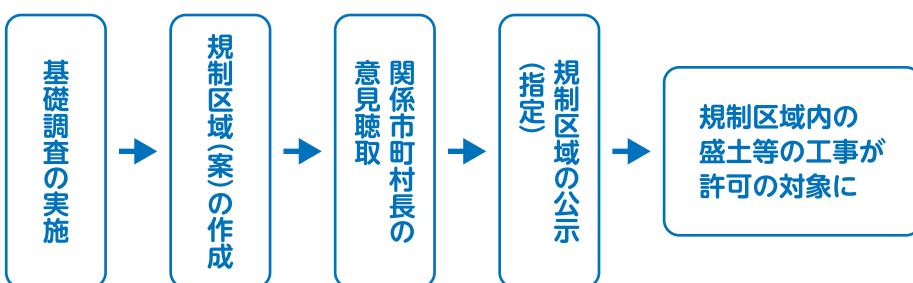


### 規制区域の指定について

規制区域は、都道府県知事等が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定されます。

規制区域が指定されると、その情報は、都道府県や市のウェブサイト等で確認することができるようになります。

#### <規制区域の指定の流れ>



## 規制区域内での主な規制事項

## 許可申請の義務化

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ都道府県知事等の許可が必要です。

- 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施
- 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知(説明会の開催等)を要件化

\*宅地だけでなく、農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制されます。

\*特定盛土等規制区域においては、許可の代わりに届出が必要となる場合があります。

\*都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

ただし、その場合でも、現場での標識掲出、定期報告、中間検査の手続きは必要です。

※道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。

また、例えば、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

**(適用除外)**

▶国、地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事

▶工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの など

## 許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時にい、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m超 3,000m超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

\*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m超 1,500m超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m超 3,000m超 となるもの
イメージ図		

\*各都道府県等の条例により規制対象規模が異なる場合があります。具体的には各都道府県等にご確認ください。

## 規制対象への施策

無許可の盛土等の早期摘発を目指し、規制対象の盛土等には一定の措置が求められます。

都道府県や市が  
許可地の一覧を公表

工事主が工事現場に  
標識を掲示

工事主が周辺住民に  
事前周知

規制条件の  
確認を!



**注意**

- 無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について【最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下】
- 法人に対しても、法人重科を措置【最大3億円以下】